

○厚生労働省令第九十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣 長妻 昭

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第一号の五ただし書中「六・九三mg」を「一三・八七mg」に改め、同表劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十四を第五号の四十五とし、第五号の十二から第五号の四十三までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の十一中「六・九三mg」を「一三・八七mg」に改め、同号を同項第五号の十二とし、同項第五号の五から同項第五号の十までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 アバタセプト及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十八号の二十を第七十八号の二十一とし、第七十八号の十六から第七十八号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第七十八号の十五の次に次の一号を加える。

七十八の十六 三―ヒドロキシ―二―(ヒドロキシメチル)―二―メチルプロピオン酸 (一R・二R
・四S)―四―(二R)―二―「(三S・六R・七E・九R・一〇R・一二R・一四S・一五E・
一七E・一九E・二一S・二三S・二六R・二七R・三四aS)―九・二七―ジヒドロキシ―一〇・
二―ジメトキシ―六・八・一二・一四・二〇・二六―ヘキサメチル―一・五・一―二八・二九―
ペンタオキソ―一・四・五・六・九・一〇・一一・一二・一三・一四・二一・二二・二三・二四・二
五・二六・二七・二八・二九・三一・三二・三三・三四・三四a―テトラコサヒドロ―三H―二三・
二七―エポキシピリド「二・一―c」「一・四」オキサザシクロヘントリアコンチン―三―イル」プ
ロピル―二―メトキシシクロヘキシルエステル(別名テムシロリムス)及びその製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。